

観光定期バス実証運行に係る検証業務仕様書

- 1 委託事業名 観光定期バス実証運行に係る検証業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- 3 事業目的
瀬戸内市における、観光客向けの二次交通の充実、JR の利用促進、海外インバウンドのさらなる獲得などのために行う観光定期バス実証運行について、導入可否を判断するための検証を行う。
- 4 観光定期バス実証運行の概要（予定）
 - ・令和8年8月から令和9年7月まで、JR 長船駅を起点に、瀬戸内市長船エリアの主要観光地に停車する、観光定期バスを実証運行する。
 - ・観光定期バス運行事業者は別途選定し、当該選定過程等で運行ダイヤ、停車場所等を決定する。
- 5 委託業務の内容
 - (1)利用者ヒアリング
 - ・バス利用者に対して、ヒアリングを実施する。
 - ・サンプル数を提案すること。ただし、下限を100とし、実績においても100を下回ることは認めない。
 - ・ヒアリング項目は、利用者の属性、OD、利用便の時刻、バス選択理由、バス運行への意見、バス路線以外の立ち寄り先、二次交通に対するニーズ、市内消費額等とし、項目を提案すること。
 - (2)事業者ヒアリング
 - ・バス運行事業者及びバス路線付近の観光施設事業者の各1者に対して、ヒアリングを実施する。
 - ・ヒアリング項目は、バス運行要件、バス運行費用、バス利用者の施設利用状況、バス運行への意見等とし、項目を提案すること。
 - (3)結果分析
 - ア 前期報告
 - ・令和8年10月9日（金）までに、前期報告を行うこと。
 - ・前期報告のサンプル数を提案すること。ただし、下限を利用者ヒアリング50、事業者ヒアリング2とし、実績においても50、2を下回ることは認めない。

- ・ヒアリング実施時期は、発注者と協議の上、決定する。
- ・報告項目は、傾向、効果、課題等とし、項目を提案すること。

イ 後期報告

- ・令和9年3月15日（月）までに、後期報告を行うこと。
- ・後期報告のサンプル数を提案すること。ただし、下限を利用者ヒアリング50、事業者ヒアリング2とし、実績においても50、2を下回ることは認めない。
- ・ヒアリング実施時期は、発注者と協議の上、決定する。
- ・報告項目は、傾向、効果、課題等とし、項目を提案すること。

(4) その他

- ・バス運行事業者及びバス路線付近の観光施設事業者と十分に調整・連携すること。
- ・本仕様書に明示していない事項で、本業務の実施に必要と認められる事項については、発注者と協議の上、受注者が実施すること。
- ・本業務終了以降の観光定期バス運行に係る検証は、別途、発注することを想定しており、観光定期バス導入可否を判断するための提案はその際の業務内容とする予定。

6 契約に関する条件等

(1) 業務の履行に関する措置

- ・発注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- ・受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に発注者に書面で回答しなければならない。

(2) 秘密保護・個人情報保護

- ・受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、瀬戸内市個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱が含まれるときは、再委託先との間で、個人情報保護に関する適切な体制を確保すること。

(3) 権利の帰属

- ・受注者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、当該委

託の目的物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- ・受注者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名、表示権、同一性保持権)を行使しない。
- ・受注者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、「(2) 秘密保護・個人情報保護」の規定にかかわらず当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- ・受注者は、委託で製作する目的物に第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受注者の負担により発注者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- ・受注者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- ・委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ・受注業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を発注者に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。

(4) 損害の賠償について

- ・本業務遂行中に受注者が発注者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を書面により報告し、発注者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。

(5) その他

- ・特別な事情が生じた場合は、協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

7 提出書類等

- ・受注者は、委託業務完了後、委託業務完了通知書、実施報告書を提出すること。

8 その他

- 業務の実施にあたっては、発注者及び関係機関と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。
- 別途選定することとしている観光定期バス運行事業者について、選定手続の不調等により観光定期バス運行事業者が選定されない場合は、本業務は実施しない。